諮問日：令和３年１月２５日（令和２年度（情）諮問第２３号）

答申日：令和３年５月２０日（令和３年度（情）答申第７号）

件　名：東京高等裁判所における特定日の特定の事件についての掲示に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

特定日の７１７号法廷の特定の事件についての掲示に関する文書（経緯・実物）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が令和２年１０月６日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

申出人が実際に当日文書を確認し存在も明白なのに，それを不存在とするのは不合理だ。また，身体接触，財産権侵害を伴う荷物検査，身体検査について，何ら記録，文書を残さないのでは，現在のコロナ感染症対策，濃厚接触者の特定にも支障をきたすので，不適切である。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　東京高等裁判所において，本件開示申出の内容を苦情申出人に口頭で確認した結果，申出内容は以下のとおりと整理された。

(1) 特定日，東京高等裁判所第７１７号法廷の前に掲示されていた文書であって，特定の事件に係る所持品検査等について記載されたもの（以下「本件

掲示文書」という。）

(2) 本件掲示文書が作成され，特定日に掲示されるに至った経緯について分かる文書（以下「本件経緯文書」という。）

2　本件掲示文書について

東京高等裁判所において，当該申出に係る司法行政文書を探索したが，作成又は取得しておらず，存在しなかった。

この点につき，苦情申出人は，同人自身が文書の存在を確認していることから，当該文書の存在は明らかである旨主張する。

苦情申出人がその存在を確認したと主張する文書は，特定の事件の口頭弁論期日（特定年月日開催，東京高等裁判所第７１７号法廷）に際して掲示された，当該事件の裁判長裁判官名義の「高裁民事第７１７号法廷入廷についての注意」と題する文書を指すものと解される。これは，当該口頭弁論期日の入廷者に対し，所持品検査を実施すること，持ち込み禁止物，法廷内での禁止行為及び禁止行為をとった場合の措置内容等について注意事項が記載されているもので，当該所持品検査実施の時間帯に，当該所持品検査の規制線エリア内である当該法廷入口付近に掲示されていたものである。

当該文書は，特定の事件について，法廷の秩序を維持し適正な審理を実現する目的のために裁判部において作成され管理されていた文書であり，裁判事務に関する文書であるから，司法行政文書には当たらず，司法行政文書開示手続の対象に含まれない。

なお，当該文書を東京高等裁判所が司法行政事務処理の目的で取得した事実もない。

3　本件経緯文書について

上記２のとおり，本件掲示文書として苦情申出人がその存在を確認したと主張する文書は裁判事務に関する文書であり，当該文書が作成され，掲示されるに至った経緯についても，同様に裁判事務に属する事柄であることから，これ

が記載された文書は司法行政文書開示手続の対象とはならない。東京高等裁判所において，本件経緯文書を探索したが，司法行政文書として作成又は取得しておらず，存在しなかった。

4　苦情申出人は，身体接触及び財産権侵害を伴う荷物検査及び身体検査について何ら記録及び文書を残さないのは不適切である旨主張するが，本件開示申出文書は本件掲示文書及び本件経緯文書と整理され，これらを司法行政文書として作成又は取得していないことは上記２及び３のとおりである。それ以外の文書で本件開示申出文書に該当するものは東京高等裁判所において保有していない。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年１月２５日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年３月１９日　　審議

④　同年５月１４日　　審議

第６　委員会の判断の理由

1　最高裁判所事務総長の上記説明によれば，本件開示申出文書については，東京高等裁判所において苦情申出人に確認した結果，本件掲示文書及び本件経緯文書と整理されたとのことである。本件開示申出書の記載内容及び同裁判所の担当者が苦情申出人から聴取した結果に照らせば，上記のとおり整理されたことは合理的である。

2　そして，最高裁判所事務総長の上記説明によれば，苦情申出人がその存在を確認したと主張する文書は，特定の事件の口頭弁論期日に際して掲示された文書で，当該事件の裁判長裁判官名義の「高裁民事第７１７号法廷入廷についての注意」と題するものを指すものと解され，同文書には，当該期日の入廷者に対して所持品検査を実施することや持ち込み禁止物，法廷内での禁止行為，禁

止行為をとった場合の措置内容等についての注意事項が記載され，同事件について，法廷の秩序を維持し適正な審理を実現する目的のために裁判部において作成され管理されていた文書であるとのことである。同文書の作成名義人，作成の目的及び経緯，記載内容並びに保管の状況等に照らせば，同文書は裁判事務に関する文書であると認められ，取扱要綱記第１にいう司法行政文書には該当しないというべきである。このことからすれば，東京高等裁判所において，本件掲示文書及び本件経緯文書を探索したが，司法行政文書として作成し又は取得しておらず，存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

そのほか，東京高等裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

3　なお，苦情申出人は，荷物検査，身体検査について何ら記録，文書を残さないのは不適切である旨主張するが，本件開示申出文書については，上記１のとおり，本件掲示文書及び本件経緯文書と整理されるから，それ以外の文書は本件開示申出の対象とならない。

4　以上のとおり，原判断については，東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　門口正人

委員　長戸雅子